

小学生・中学生の保護者の皆様へ

美里町就学援助制度のご案内

(要保護及び準要保護児童生徒の保護者対象)

美里町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、小・中学校で必要な費用の一部を援助する『就学援助制度』を設けています。

■ 援助を受けられるかた

美里町に住所を有し、町内の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、援助が必要と教育委員会が認めるかた

援助の対象となる年度又はその前年度において、

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 生活保護が停止又は廃止された世帯
- ③ 町民税が非課税である世帯又は個人事業税、固定資産税、国民年金、国民健康保険税が減免されている世帯
- ④ 児童扶養手当を受給している、又はひとり親家庭等医療費を受給している世帯
- ⑤ 生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- ⑥ その他、①の世帯に準ずる程度に、生活に困窮している世帯（※2頁「所得目安額」参考）

（※ 町内の小・中学校に区域外就学をしている場合も対象となることがあります。）

■ 申請方法・申請期限

(1) 申請方法

提出書類：① 『就学援助費受給申請書』（※ 申請書は各学校、教育委員会事務局又は町のHPにて入手できます。記入・押印のうえ、提出してください。）

② 受給先となる**通帳**（銀行名、支店、口座番号がわかる箇所）のコピー
提出先：「教育委員会事務局（役場2階）」又は「在学中（又は予定）の小・中学校」に提出してください。

(2) 申請期限

この制度の申請は年間を通していつでも受け付けています。援助対象として認定された場合、例月20日までに受け付けたときは申請月の翌月から、21日以降に受け付けたときは申請月の翌々月から、支給します。ただし、次年度当初から援助を受けたい場合は、2月末日までに申請してください。

◆就学援助費に関する町のホームページURLとQRコード
 （申請書はこのページからダウンロードできます。）

<https://www.town.saitama-misato.lg.jp00000000257.html>



裏面に年間支給額等の記載があります⇒

■ 就学援助対象費目及び支給額

就学援助制度の対象となった場合は、以下の援助費を支給します。

[援助費（年間支給額）]

種 類	小学生	中学生	支給対象者
学用品費	11,630 円	22,730 円	準要保護者 1頁②～⑥に該当する方
通学用品購入費(1年生を除く)	2,270 円	2,270 円	
新入学学用品費等(1年生のみ)	57,060 円	63,000 円	
校外活動費(宿泊無し)	1,600 円(限度額)	2,310 円(限度額)	
校外活動費(宿泊有り)	3,690 円(限度額)	6,210 円(限度額)	
修学旅行費	実費相当額	実費相当額	要保護者(1頁①に 該当する方)及び 準要保護者
医療費	医療券交付による現物給付		

※ 金額については、年度により変更となることがあります。

※ 学級費など上記表以外の費目は支給対象とはなりません。

※ 修学旅行費は、終了後に実費相当額を支給します。事前の積み立てが免除されるわけではありません。

※ 1 頁⑥の理由に該当となりうる所得目安額（※同一生計世帯員の総所得を合算した額とします。）

家 族 数	2人	3人(ケース①)	3人(ケース②)	4人	5人
世帯総所得 (目安額)	232 万円未満	297 万円未満	316 万円未満	397 万円未満	445 万円未満
世帯設定	母 35 歳 子 7 歳 社会保険料等 30 万円	父母 35 歳 子 7 歳 社会保険料等 30 万円	母 35 歳 子 7 歳・13 歳 社会保険料等 30 万円	父母 40 歳 子 7 歳・13 歳 社会保険料等 50 万円	祖母 70 歳 父母 40 歳 子 7 歳・13 歳 社会保険料等 50 万円

※ 上の表はあくまで目安であり、家族の年齢や社会保険料等の支払額に応じ、認定とならないことがあります。

【お問合せ先・担当窓口】

美里町教育委員会事務局 学校教育係（役場庁舎 2 階）

電話：0495-76-0201 FAX：0495-76-0909



美里町マスコット ミムリン